

中野区 令和８年度 施設連携強化専門員（会計年度任用職員）募集要項

中野区では、令和８年度施設連携強化専門員（会計年度任用職員）を、次のとおり募集します。

1 勤務地

中野区児童相談所（東京都中野区中央一丁目４番２号 中野区・子ども若者支援センター内）

2 勤務内容

- (1) 児童福祉法第７条に規定する乳児院、児童養護施設等の児童福祉施設との連携に関すること。
- (2) 児童福祉法第２７条第１項第３号の措置及びこれに付随すること。
- (3) 児童福祉法第６条の３第１項及び第３３条の６に規定する児童自立生活援助事業に関すること。
- (4) その他、中野区児童相談所長が定める事項（配属された係の業務、ケース対応の支援等）

3 募集人員

２名

4 募集要件

次に掲げる要件を満たす方

- (1) 児童福祉に関する法制度及び児童福祉施設に関する識見並びに職務を遂行するに当たり必要となる熱意及び行動力を有する者
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 児童福祉法第１３条第３項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者
 - イ 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、看護師等の資格を有する者又はこれに準ずる者
 - ウ 社会福祉法第１９条第１項に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者
 - エ アからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると区長が認めた者
- (3) 前号エを除き、児童相談所、市町村の子ども、家庭相談窓口、児童福祉施設で児童福祉業務に従事した経験を有すること。

5 任用期間

令和８年４月１日より令和９年３月３１日まで

6 勤務時間

1日当たり7時間45分（原則午前8時30分から午後5時15分まで）

7 勤務日

1月当たり16日

（原則、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日のうち、所属長が定める日）

8 給与

月額 241,442円程度（地域手当含む）（予定）

- ・社会保険料、雇用保険料本人負担額および源泉徴収所得税が差し引かれます。
- ・規定の期末手当を支給します。
- ・別途、特殊勤務手当、通勤手当相当額を支給します。（上限額あり）

9 休暇・福利厚生

- ・有給休暇（年次有給休暇、夏季休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇）
- ・無給休暇（病気休暇、子の看護のための休暇、育児時間、妊婦通勤時間等）
- ・社会保険（健康・介護・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。

10 応募方法

選考申込書を令和7年11月13日（木）必着で下記書類提出先へ郵送または持参にて提出してください。

郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員選考書類在中」と朱書きしてください。

持参の場合は、中野区子ども・若者支援センター（東京都中野区中央一丁目41番2号）

6階受付まで、土日祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時までにご持参ください。

なお、応募書類につきましては返却いたしません。

（当方で、責任を持って破棄いたします。）

11 選考

(1) 選考方法 書類審査及び面接

(2) 面接日時 令和7年12月中

書類審査の上、令和7年11月下旬頃に合否及び面接日時を郵送によりご連絡いたします。

(3) 面接会場 中野区子ども・若者支援センター会議室

（東京都中野区中央一丁目41番2号）

(4) 結果通知 令和8年1月上旬以降に郵送によりお知らせいたします。

12 書類提出先・問い合わせ先

〒164-0011

東京都中野区中央一丁目41番2号

中野区児童相談所管理係 担当：山野辺・倉澤

TEL：03-5937-3289

※欠格条項（地方公務員法第16条）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一．禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者